

# 各論の方向性について

2022年10月

経済産業省知的財産政策室

# 各論の方向性について（これまでの議論のまとめ）

論点 1 - 4 について以下の方向性で検討してはどうか。

- **論点 1：自然人に対する制裁の在り方**

- ✓ 自然人に対する罰金額の上限及び拘禁刑の長期を引き上げる

- **論点 2：法人に対する制裁の在り方**

- ✓ 法人に対する罰金額の上限を引き上げる

- **論点 3：公訴時効の在り方**

- ✓ 論点 1 の拘禁刑の長期を10年に引き上げることで、結果として、公訴時効期間が7年となる

- **論点 4：法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方**

- ✓ 「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設する

外国公務員贈賄罪の保護法益、特殊性の観点から、法定刑の引上げの必要性を検討してはどうか。

# 各論の方向性：論点1－3

# 論点 1 – 3 : 自然人・法人に対する法定刑の引上げの必要性について

WGの議論では、自然人・法人に対する法定刑の引上げについて、以下のような慎重意見があった。

- ✓ 営業秘密侵害罪は財産犯的な性格が強く、それとの単純な比較は難しいのではないか
- ✓ 営業秘密侵害罪の海外重罰の考え方を外国公務員贈賄罪に当てはめることは難しいのではないか
- ✓ 自然人に対する法定刑を引き上げた場合、独禁法とのバランスを欠くのではないか

- 一方で、外国公務員贈賄罪の保護法益である国際的な競争秩序の維持の観点から、WGでは以下の点が指摘されているところ、国際枠組（G20、IPEF）において、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備が求められていることを踏まえ、**我が国の腐敗防止に対するコミットメントを国際社会に発信し、国際的な議論・取組をリードする観点から法定刑の引上げが必要ではないか。**
  - ✓ 外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるとい性質が非常に強く、日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使する。
  - ✓ 外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える。
  - ✓ 外国公務員を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に対して十分に罰則を科さない場合に、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が生じる。
- 贈賄の行為者が法人の代理人（自然人）である場合、当該代理人には例えば贈賄行為により成立した契約等に見合った利益が支払われることが想定されることから、当該代理人は利欲犯的な性格を有しているといえるため、**独禁法の自然人処罰よりも重い刑を科す必要性があるのではないか。**

## (参考) 国際枠組みにおける腐敗防止関連記載

### G20ローマ首脳宣言 (2021年11月1日)

G20諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保する。我々は、全てのG20諸国がOECD外国公務員贈賄防止条約を遵守する可能性を期待して、行動計画の期間における具体的な取組を示し、腐敗の防止に関する国際連合条約第16条に沿って外国公務員贈賄を犯罪化しかつ外国公務員贈賄防止法制を執行することに向けた我々の行動に関する情報を共有する。

### 繁栄のためのインド太平洋経済枠組み (IPEF) に関する声明 (2022年5月23日)

税・腐敗防止：我々は、インド太平洋地域における租税回避及び腐敗を抑制するために、既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った、効果的で強固な税制、マネーロンダリング防止、及び贈収賄防止制度を制定し、施行することにより、公正な経済を促進することにコミットする。これには、説明可能かつ透明性のある制度を促進するための知見の共有や能力構築支援等を模索することが含まれる。

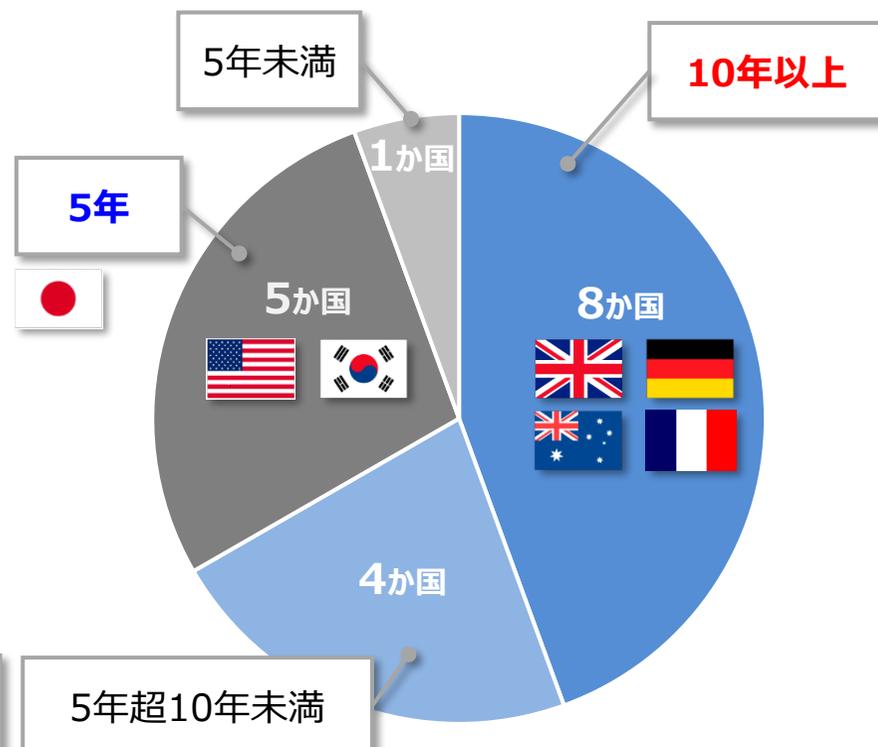
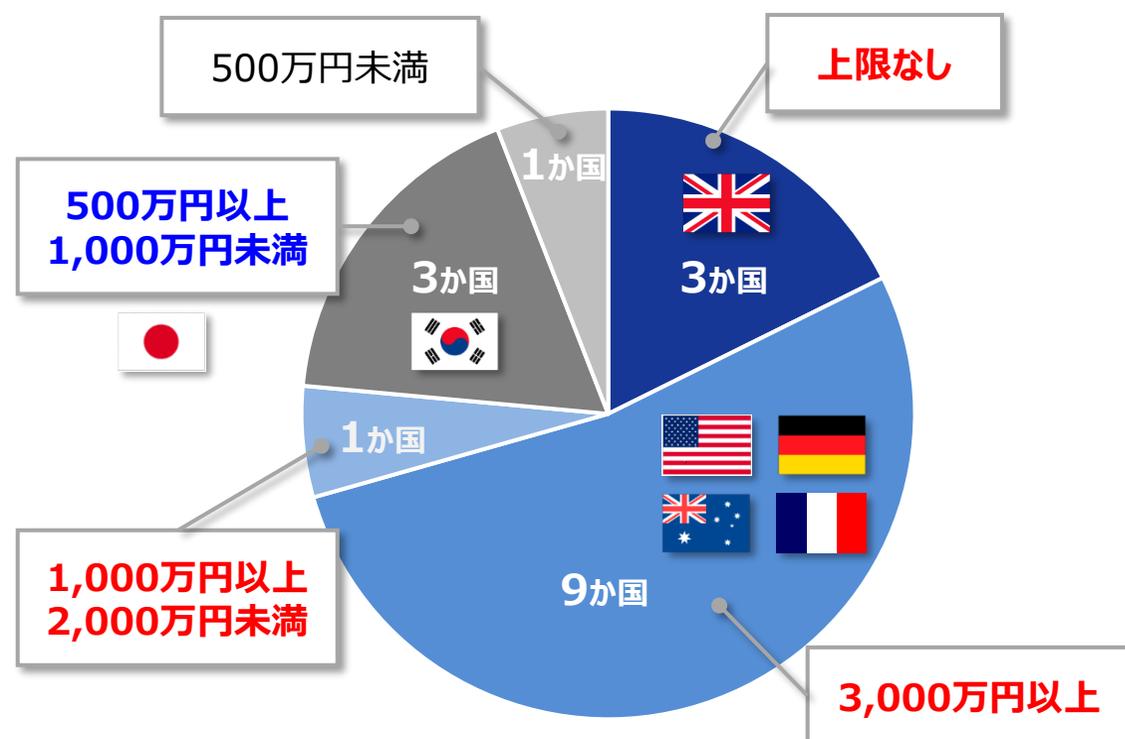
# 論点 1、3：自然人に対する罰金額の上限～諸外国との比較～

- 罰金額の上限額は**1,000万円以上**である国が**多数**。
- 拘禁刑の長期は**10年以上**である国が**最多**。

## 第4期審査までが終了した18か国（日本を除く）の内訳

### <自然人に対する罰金額の上限>

### <拘禁刑の長期>



※2000万円以上3000万円未満の国は0か国  
 ※米国、フランス、韓国、チリ、メキシコでは罰金スライド制が導入されている。  
 ※フィンランドは、「1～120日の罰金（1日あたりの罰金は平均月収の1/60で計算）」と規定されているためグラフから除外

※第1回WGの資料7の6頁では「10年以上が7か国」としていたが、拘禁刑が10年以上である1か国が判明したため、10年以上の国を「8か国」とした（第1回WG時点では当該国の拘禁刑の長期を「不明」と評価）。

# 論点 1、3：自然人に対する法定刑の上限～他の経済犯罪との比較～

- 外国公務員贈賄罪の自然人に対する法定刑は、他の経済犯罪と比較して高い水準にあるとはいえない。

	不正競争防止法	刑法	独占禁止法	会社法			金融商品取引法	外為法	所得税法 法人税法	特許法		
犯罪行為	外国公務員贈賄等	営業秘密侵害	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	財産上の利益を得る目的で、相場操作等の行為を行い、変動または固定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税(申告納税)	特許権侵害
罰金額	500万円以下	2,000万円以下 (海外重罰) 3,000万円以下	250万円以下	500万円以下	1,000万円以下	収賄 500万円以下 贈賄 300万円以下	300万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	(最高) 3,000万円以下	(最高) 1,000万円以下	1,000万円以下
拘禁刑	5年以下	10年以下	3年以下	5年以下	10年以下	収賄 5年以下 贈賄 3年以下	3年以下	10年以下	10年以下	(最長) 10年以下	(最長) 10年以下	10年以下

# 論点 1、3：自然人に対する法定刑の上限の引上げをどのように考えるか

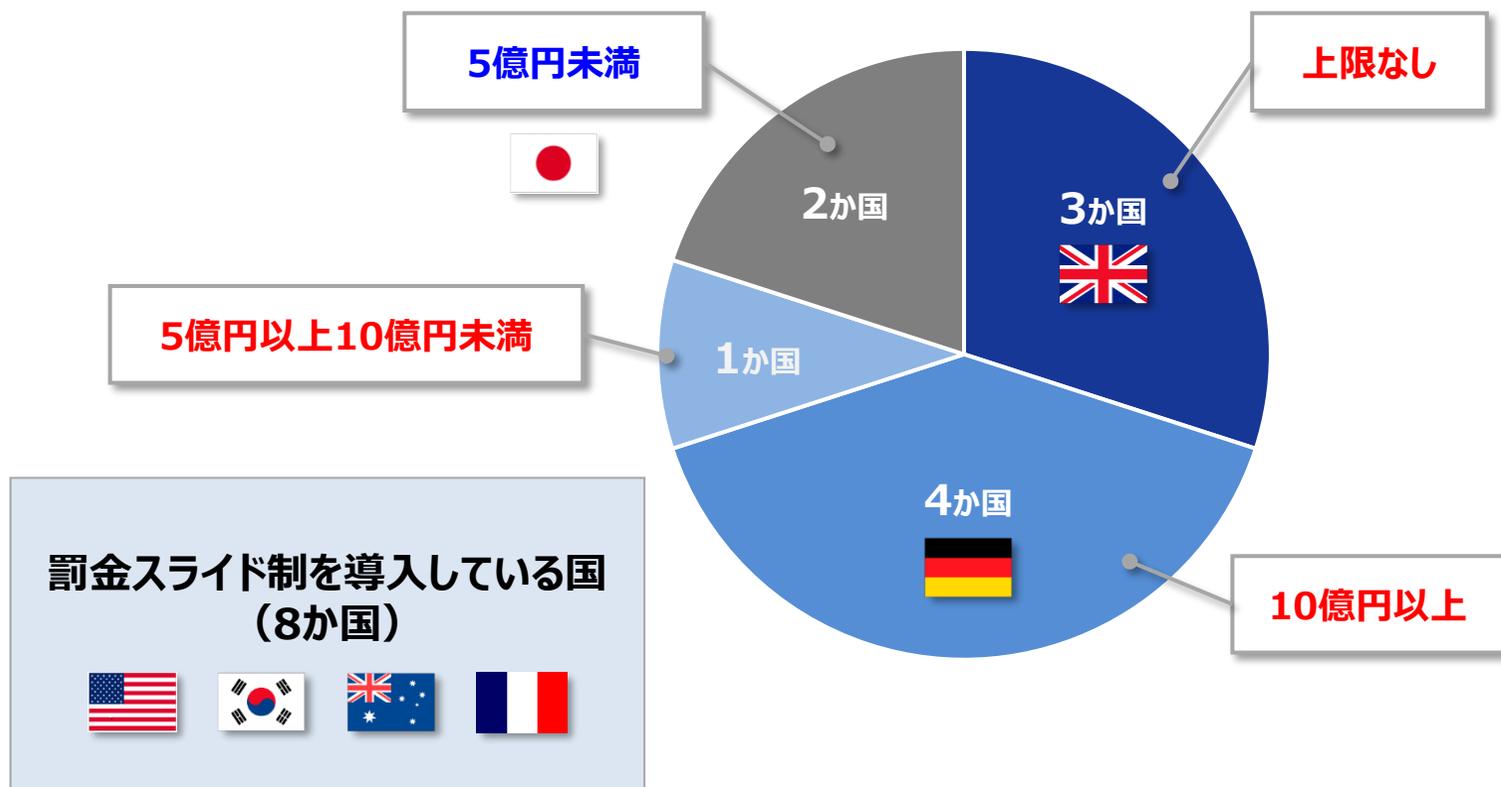
- 外国公務員贈賄罪の**保護法益**（国際的な競争秩序の維持）の確保と**腐敗防止**に対する我が国のコミットメントの強化の必要性や、外国公務員贈賄罪に固有の**特殊性**（国外での犯罪行為が多いこと、代理人が贈賄行為者である場合、利欲犯的な性格を有すること）に関する検討を踏まえ、以下のような**諸外国制度・他の国内経済犯罪との比較**から、法改正により、**自然人に対する罰金額の上限を1,000万円～3,000万円、拘禁刑の長期を5年超～10年に引き上げる方向**で検討してはどうか。
  - ① 条約が締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としているところ、自然人に対する制裁について、罰金額の上限額が**1,000万円以上**である国が多数であり、拘禁刑の長期が**10年以上**である国が最多である。
  - ② 我が国の他の経済犯罪には、自然人に対する罰金額の上限額が1,000万円～3,000万円、拘禁刑の長期が10年であるものが存在するため、外国公務員贈賄罪の現行の法定刑は、他の経済犯罪と比較しても高い水準にあるとはいえない。
- **拘禁刑の長期を10年に引き上げた場合、自然人・法人の公訴時効期間は、刑事訴訟法に基づき7年となる。**

## 論点 2 : 法人に対する罰金額の上限～諸外国との比較～

- 法人に対する罰金額について、罰金スライド制を導入していない国において、罰金額の上限が**5億円以上**である国が多数（5億円以上10億円未満：1か国、10億円以上：4か国、上限なし：3か国）。

第4期審査までが終了した18か国（日本を除く）のうち  
罰金スライド制を導入していない10か国の内訳

<法人に対する罰金額の上限>



## 論点2：法人に対する罰金額の上限～他の経済犯罪との比較～

- 外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額の上限額は、法人処罰の規定を有する他の経済犯罪と比較して、高い水準にあるとはいえない。

	不正競争防止法	刑法	独占 禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法	
犯罪行為	外国公務員贈賄等	営業秘密 侵害	贈賄	私的独占又は 不当な取引制限	取締役等 の特別背任	取締役等 の贈収賄	株主の 権利の行使に 関する利益供与	有価証券 報告書等 の虚偽記載	財産上の利益 を得る目的で、 相場操作等の 行為を行い、変動 または安定させた 相場による有価 証券等の取引	輸出許可取得 義務違反	脱税 (申告納税)	特許権 侵害
罰金額	3億 円以下	5億 円以下 (海外重罰) 10億円以下	—	5億 円以下	—	—	—	7億 円以下	7億 円以下	(最高) 10億 円以下	(最高) 1,000万 円以下	3億 円以下
スライド制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	違反行為の目的物の価格の5倍が上記上限を超えている場合、目的物の価格の5倍以下	情状により、1,000万円を超えその免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額以下（法人税も同様）	—

## 論点2：法人に対する罰金額の上限の引上げをどのように考えるか

- 外国公務員贈賄罪の**保護法益**（国際的な競争秩序の維持）の確保と**腐敗防止**に対する我が国のコミットメントの強化の必要性や、外国公務員贈賄罪に固有の**特殊性**（国外での犯罪行為が多いこと、利欲犯的な性格を有すること）に関する検討を踏まえ、以下のような**諸外国制度・他の国内経済犯罪**との比較から、**法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げる方向**で検討してはどうか。
- ① 条約が締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としているところ、法人に対する罰金額について、罰金スライド制を導入していない国において、罰金額の上限が**5億円以上**である国が多数である。
- ② 外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額について、平成10年改正では、条約上の義務に的確に対応するために当時の刑事法制で最も重い部類に属する「3億円以下」とした背景があるところ、平成10年改正以降に他の経済犯罪の罰金額の引上げが順次なされてきた結果、現時点の外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金刑の水準は、必ずしも最も重い部類に属するとはいえない。

# 各論の方向性：論点4

## 論点4：法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方をどのように考えるか

- 日本法人の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合について、当該外国人従業員を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するために、  
「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」  
などといった規定を創設する方向性が望ましいとの意見が大半であり、その方向で法改正を検討してはどうか。

# 論点4：擬似外国会社と登記した外国会社に関する指摘

- 第2回WGでは、日本国内に事務所を設けていない擬似外国会社※1もカバーするため、例えば「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」という規定とすることもあり得るのではないか、という意見があった。
- また、日本で登記した外国会社を含めることも考えられる旨の意見もあった。

※1 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社（会社法821条）

**擬似外国会社**  
(= 日本において継続して取引不可)

**登記した外国会社**  
(= 日本において継続して取引可)

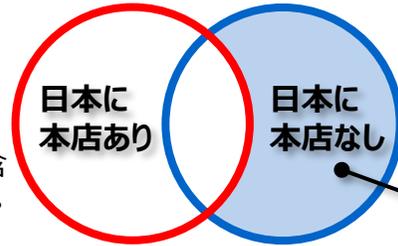
日本に本店を置く  
外国会社※2

日本で事業を行うことを  
主たる目的とする外国会社

**登記した外国会社も対象に加えるべきか？**

➤ 登記のみで、実質的に日本との関連性をほぼ有しない外国会社について、対象に含めることの是非

※2 この場合は、現行の条文案の「日本国内に主たる事務所を有する法人」に包含され得ると考えられる。



**日本で取引を継続してすることができない擬似外国会社を対象に加えるべきか？**

➤ 取引を継続してすることができない稀な外国会社について、対象に含めることの是非

- ① 勧告は日本企業（Japanese companies）に対する適用管轄の拡大に関するものであること
- ② 擬似外国会社又は登記した外国会社の従業員を処罰対象として明文化している他法令（経済犯罪）が国内で見当たらないこと
- ③ 日本国内において事業を行う外国会社の従業員を処罰対象として明文化している他法令（経済犯罪）※3も国内で見当たらないこと

から、**日本企業（Japanese companies）に対する適用管轄を拡大する方向性で検討していくこと**でどうか。

※3 「日本国内において事業を行う外国会社の従業員」に対する処罰規定ではないが、不競法には、日本国内において事業を行う営業秘密保有者（外国会社も含まれ得る）の営業秘密を、日本国外で侵害した者を処罰する規定が存在する（不競法21条6項）。

# (参考) 会社法の関連条文

## 会社法

### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

### (登記前の継続取引の禁止等)

**第八百十八条** 外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

### (擬似外国会社)

**第八百二十一条** 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、**日本において取引を継続してすることができない。**

2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

# (参考) 「事務所」、「事業」、「登記」を含む用例

## ● 「事務所」

### 外為法

**第五条** この法律は、**本邦内に主たる事務所を有する**法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(参考) 南極地域の環境の保護に関する法律 ※経済法令ではない。

**第二条** この法律は、日本国民及び日本国の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び**日本国内に事務所を有する**外国の法人（当該事務所に所属する従業者が当該法人の業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る。）に適用する。

## ● 「事業」

### 不正競争防止法

#### 第二十一条

**6** 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、**日本国内において事業を行う**営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(参考) 会社法 ※罰則や適用範囲に関する条文ではない。

**第八百二十一条** 日本に本店を置き、又は**日本において事業を行うことを主たる目的とする**外国会社は、日本において取引を継続してすることができない。

## ● 「登記」

(参考) 民事訴訟法 ※経済法令ではない。罰則や適用範囲に関する条文ではない。

#### 第三条の五

**2** 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、**登記又は登録をすべき地が日本国内にある**ときは、日本の裁判所に専属する。

## その他の論点

- 法改正による制度改正だけではなく、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実も望まれるところ、例えば、以下について法改正成立後に現行の内容に加えてさらなる拡充が可能か検討していくことでどうか。
  - 合意制度を通じて刑事責任が軽減された事例の記載
  - 法人が処罰された事例の記載